違法行為の背景

2013年7月12日 島 崎 崇

- 1. 公認会計士・監査審査会会長の金子晃(被告発人1)は、2009年及び2010年第 I 回の短答式試験に於いて、合格水準を従来からは考えられないほどの高い水準 に吊り上げた(資料13)。これは、「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者 に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」と規定している公認会計士法第5条 に違反している(資料1)。
- 2. ここで、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力」は、普遍性を有している。これは、時代の変化や公認会計士制度の改正などによって、徐々に変化することこそあれ、短期の内に大きく変動することは、公認会計士制度が存続する限り、ない。従って、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として公認会計士試験を行えば、必然的に、合格水準は安定するはずである。逆に、合格水準が短期の内に大きく変動するようなことがあれば、それは、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として公認会計士試験が行われていないことを意味する。即ち、それは、公認会計士法第5条に反した違法な試験である。
- 3. 被告発入1と同様に、同審査会会長の友杉芳正(被告発入2)は、2010年第Ⅱ

回乃至2013年第 I 回の短答式試験に於いて、合格水準を前代未聞の異常な水準にまで吊り上げ、公認会計士法第5条に背く違法行為を働き続けた。同審査会会長の千代田邦夫(被告発人3)も又、2013年第 II 回短答式試験に於いて、公認会計士法第5条に違反した。これら被告発人らによる一連の違法行為の背景について、本事件の全容の理解に資するため、私の考えを以下に述べる。

- 4. 2008年4月から、内部統制報告制度及び四半期報告制度が新たに導入された。これに伴って、2008年頃までは、公認会計士試験合格者に対するか監査法人からの求人が一時的に高まっていた。しかし、2009年になると、この合格者需要の高まりが一段落したこと、又、2008年に起きたリーマンショックによる金融危機の余波などが原因で、監査法人からの合格者に対する求人が大きく減少した。その結果、合格しても監査法人等に就職できない未就職者(待機合格者)が大量に発生した。そして、この未就職者の大量発生は、その後も続いている(資料30-1~資料32)。
- 5. 日本公認会計士協会は、この未就職者の大量発生を受けて、金融庁に対して合格者数を抑制するように働きかけていた。具体的には、2009年12月10日、金融庁が主催した「第1回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、日本公認会計士協会会長の増田宏一(被告発人6)は、「会計業界が受け入れることのできる合格者は多くて1,800人程度である」と発言している(資料32-1)。又、2011年1月21日、「第10回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、新たに日本公認会計士協会会長に就任した山崎彰三(被告発人7)は、「現状の深刻な未就職者、待機合格者問題をすべて解決できるかどうかは、今後の試験運営に委ねられる。「平成23年以降の合格者のあり方について」が現実的なものとして運用されることを強く求める。」と発言している(資料33-1)。

- 6. 一方で、金融庁は、公認会計士試験の合格者数について、見解を表明している。 先ず、金融庁長官の三國谷勝範(被告発人4)は、2009年12月10日に開催した「第 1回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、「平成22年以降の合格者数のあり 方について」という資料を配布し、その中で、2010年以降の合格者数は2,000人程度 が望ましい、と述べている(資料32-2)。被告発人4は又、2011年1月21日に開催した 「第10回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、「平成23年以降の合格者数 のあり方について」という資料を配布した。その中で、合格者の活動領域が拡大して いないこと、及び監査法人による採用が低迷していることを理由に挙げ、2011年以 降の合格者数は1,500~2,000人程度にすべきであるとしている(資料33-2)。その後、 金融庁長官の畑中龍太郎(被告発人5)は、2012年1月5日、2012年以降は1,500人 よりも少なくすべきという見解を公表している(資料34-1,34-2)。このように、金融庁は、 日本公認会計士協会と歩調を合わせる形で、合格者数の削減を表明し、その理由 として、「合格者の活動領域が拡大していないこと、及び監査法人による採用が低迷 していること」、即ち「未就職者の存在」を挙げている(資料33-2、34-2)。
- 7. 上記期間の公認会計士試験の合格者数(既就職者である旧第2次試験合格者を除く)を見ると、2010年が1923人、2011年が1447人、2012年が1301人となっている(資料28)。この合格者数を見る限り、公認会計士・監査審査会が、金融庁の合格者数削減の要請に忠実に従って合格者数を調整したことが伺われる。この点で、同審査会は、独立性が損なわれており、「審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。」という公認会計士法第35条の2に違反していると言わざるを得ない(資料1)。
- 8. ここで、論文式試験の合格率に着目する。1995~2000年の合格率は20~25%程度であったが、その後は徐々に上昇している(資料28)。試験制度が変更された2006

年以降2012年までは、順に、26.7%、42.6%、43.0%、35.7%、38.4%、34.0%、39.9%であった。試験制度が変更された2006年は、論文式試験受験者中にまだ過年度の短答式試験合格者がいないためか、合格率が若干低くなっているものの、2007年以降の合格率は、40%前後で安定して推移している。これは、合格倍率も安定していることを意味する。つまり、論文式試験に関しては、公認会計士法第5条を遵守して運営されていると言える。短答式試験の合格倍率が急上昇した2009年以降も、論文式試験の合格倍率は、何事も無いかのように、2.5~3の低い値で極めて安定している(資料13)。

- 9. 合格倍率の推移を、短答式試験と論文式試験とで比較してみると、2009年頃から始まった論文式試験の合格者数削減は、論文式試験は従来のままに、専ら短答式試験の合格者数を強引に絞り込むことによって実現されたことが良く分かる。つまり、公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会及び金融庁からの合格者削減要請に応えるため、公認会計士法第5条に違反し、専ら短答式試験の合格倍率を異常なまでに吊り上げ、短答式試験の合格者数を強引に絞り込んだのである。
- 10. そもそも、景気悪化などによって、監査法人が採用数を減少させれば、未就職者は発生してしまうのである。監査法人には、未就職者が出ないように合格者を採用する義務はなく、又、日本公認会計士協会も、金融庁も、或は公認会計士・監査審査会も、この点で誰も責任を負う必要はない。現行制度上、合格しても監査法人に就職できないリスクは、結局のところ、受験者が負わざるを得ないのである。残念ながら、この問題が放置されたところで、未就職者は、誰を責めることもできない。
- 11. この問題に対して、監査業界或は政府が、自発的に、未就職者の就職先を開拓することは、大いに結構なことである。しかし、未就職者を減らす手段として、日本

公認会計士協会及び金融庁は、合格者を削減するという短絡的な解決策を思い付いた。そして、それを実行させようと公認会計士・監査審査会に圧力を掛けたため、 刑法に違反した。つまり、日本公認会計士協会は、刑法第234条(威力業務妨害) の罪を犯し、刑法第61条第1項(教唆)に該当する行為を働いた。又、金融庁は、刑 法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯し、刑 法第61条第1項(教唆)に該当する行為を働いた。

12. そして、公認会計士・監査審査会は、金融庁らの不当な合格者削減要請に無抵抗に屈し、短答式試験の合格水準を異常なまでに吊り上げる、という社会通念上認められず、公認会計士法第5条にも違反する行為を実行した。それと同時に、同審査会は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。この犯罪により、2009年以降、適正な合格水準に達していながら不合格にされた受験被害者が発生した。その被害者数は、総計で数千人規模に達している(資料13)。

以上